

別記第 16 号様式及び別記第 17 号様式を次のように改める。  
 別記第 16 号様式及び別記第 17 号様式 削除  
 別記第 20 号様式及び別記第 21 号様式中「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に、  
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県監査委員に対して異議申立てをすることができます。」を  
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県監査委員に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。）提起することができます。」に改める。  
 附 則  
 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県監査委員公告第 18 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により平成 16 年 11 月 18 日から平成 17 年 2 月 18 日までの間に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県監査委員 松 本 和 彦  
 同 山 本 豊 孝  
 同 荒 木 詔 之  
 同 船 田 直 大

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査執行年月日

監 査 対 象 団 体	監査対象期間	監査執行年月日
学校法人順心学園	平成 15 年 4 月～ 平成 16 年 3 月	平成 16 年 11 月 18 日
学校法人加寿美学園	〃	平成 16 年 11 月 19 日
学校法人熊本学園	〃	平成 16 年 11 月 24 日
学校法人玉名白梅学園	〃	平成 16 年 11 月 24 日
学校法人白百合学園	〃	平成 16 年 11 月 25 日
学校法人慶誠学園	〃	平成 16 年 11 月 26 日
学校法人菊池女子学園	〃	平成 16 年 11 月 26 日
財団法人熊本開発研究センター	〃	平成 17 年 1 月 18 日
財団法人熊本県私学教育振興会	〃	平成 17 年 1 月 18 日
学校法人湖東学園	〃	平成 17 年 1 月 18 日
財団法人くまもとテクノ産業財団	〃	平成 17 年 1 月 19 日
くまもとファズ株式会社	〃	平成 17 年 1 月 19 日
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	〃	平成 17 年 1 月 20 日
財団法人熊本県角膜・腎臓バンク協会	〃	平成 17 年 1 月 21 日
財団法人熊本県林業従事者育成基金	〃	平成 17 年 1 月 24 日
学校法人中九州学園	〃	平成 17 年 1 月 24 日
学校法人清水学園	〃	平成 17 年 1 月 24 日
財団法人熊本県農業公社	〃	平成 17 年 1 月 25 日
財団法人熊本県下水道公社	〃	平成 17 年 1 月 25 日
熊本県土地開発公社	〃	平成 17 年 1 月 26 日
熊本県道路公社	〃	平成 17 年 1 月 26 日
社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	〃	平成 17 年 1 月 26 日
財団法人熊本県成人病予防協会	〃	平成 17 年 1 月 27 日
熊本県漁業信用基金協会	〃	平成 17 年 1 月 27 日
学校法人松本学園	〃	平成 17 年 1 月 27 日
学校法人立田学園	〃	平成 17 年 1 月 27 日
財団法人熊本テルサ	〃	平成 17 年 1 月 28 日
学校法人第一学園	〃	平成 17 年 1 月 28 日
学校法人熊本王栄学園	〃	平成 17 年 1 月 31 日

熊本県信用保証協会	平成15年4月～ 平成16年3月	平成17年2月1日
熊本県農業信用基金協会	〃	平成17年2月1日
財団法人熊本県スポーツ振興事業団	〃	平成17年2月2日
八代商工会議所	〃	平成17年2月2日
宇土市商工会	〃	平成17年2月2日
熊本県経済農業協同組合連合会	〃	平成17年2月3日
学校法人西村学園	〃	平成17年2月3日
財団法人熊本県建築住宅センター	〃	平成17年2月3日
学校法人みゆき学園	〃	平成17年2月4日
財団法人グランメッセ熊本	〃	平成17年2月7日
熊本空港国際線振興協議会	〃	平成17年2月7日
熊本県商工会連合会	〃	平成17年2月7日
学校法人花陵学園	〃	平成17年2月7日
社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	〃	平成17年2月8日
熊本商工会議所	〃	平成17年2月8日
学校法人光徳寺学園	〃	平成17年2月8日
学校法人八千把学園	〃	平成17年2月8日
天草エアライン株式会社	〃	平成17年2月9日
学校法人竜昇学園	〃	平成17年2月9日
熊本バス株式会社	〃	平成17年2月9日
熊本電気鉄道株式会社	〃	平成17年2月9日
社団法人熊本県老人クラブ連合会	〃	平成17年2月10日
熊本県国民健康保険団体連合会	〃	平成17年2月10日
牛深漁港環境浄化管理センター	〃	平成17年2月10日
荒尾商工会議所	〃	平成17年2月14日
高森町商工会	〃	平成17年2月14日
社団法人熊本県障害者雇用促進協会	〃	平成17年2月14日
社団法人熊本県肉豚価格安定基金協会	〃	平成17年2月14日
熊本県高等学校体育連盟	〃	平成17年2月15日
学校法人山鹿霊泉学園	〃	平成17年2月15日
熊本県交通安全推進連盟	〃	平成17年2月16日
熊本県主要農作物改良協会	〃	平成17年2月16日
社団法人熊本県保育協会	〃	平成17年2月17日
財団法人熊本県ろう者福祉協会	〃	平成17年2月17日
財団法人阿蘇町地域振興公社	〃	平成17年2月18日
熊本県障害者スポーツ・文化協会	〃	平成17年2月18日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき県が出資している団体、信託団体、補助団体、貸付団体、公の施設の管理を委託している団体等の65団体について、平成15年度に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査にあたっては、熊本県監査委員監査基準に基づき、次の事項に主眼をおいて実施した。

### (1) 重点事項

- ① 財政的援助団体等の趣旨に沿って運営されているか。
- ② 会計に関する諸規程・帳票書類等が整備されているか。

### (2) 留意事項

#### 出資団体

- ・団体の経営状況は良好か。
- ・団体の監事による監査は、適正になされているか。

#### 補助団体等

- ・補助等額の決定は、適正か。

- ・補助等の効果は、十分に達せられているか。
  - ・補助等に係る会計経理は、適正に行われているか。
  - ・団体の監事による監査は適正に行われているか。
- 公の施設の管理委託団体、信託団体
- ・委託契約は、適正になされているか。
  - ・施設の管理は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
  - ・会計経理は、適正に行われているか。
  - ・団体の監事による監査は、適正に行われているか。

### 3 監査の結果

#### ○ 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは次のとおりである。

#### 天草エアライン株式会社

平成15年度決算において、売上高の減少等により71,926千円の当期損失を計上し、当期末処理損失（累積欠損金）が103,839千円となっているので、その縮減に向けて経営改善に努めること。

#### 財団法人くまもとテクノ産業財団

設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金（平成15年度末現在、188,146千円）について、回収努力が行われているが、引き続き解消に努めること。

#### 財団法人熊本県成人病予防協会

熊本県から受託している熊本県健康センターの管理及び使用料の収納に関する業務委託費について、法人の事業としての認識を欠いたため、理事会の議決及び評議員会の同意を得ないで法人の会計外で処理されている。熊本県成人病予防協会寄附行為第11条の規定に基づき適正な処理を行うこと。

#### 熊本県漁業信用基金協会

保証債務の代位弁済に伴う求償権残高が毎年度大幅に増加し、経営基盤にも影響を及ぼす状況にある。保証の審査を強化する等、業務運営の健全化を図ること。

#### ○ 指導事項

監査時において、①補助金における実績報告確認の不備②会計規程どおり会計経理が行われていないもの③業務委託契約における手続き上の不備④現金取扱事務の不備など、県補助金関係26件、収入関係22件、規程関係21件、契約関係18件、その他25件について、是正又は改善を要する事項として指導を行った。